

要望書

「文化芸術活動の継続支援事業」改善について

文化庁長官 宮田亮平 様

財務大臣 麻生太郎 様

令和2年10月14日

WeNeedCulture

(演劇緊急支援プロジェクト/SaveOurSpace/SAVE the CINEMA)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公演・イベント等の中止で活動自粛を余儀なくされた実演家、アーティスト、スタッフおよび芸術団体を支援するために設けられた「文化芸術活動の継続支援事業」は、文化庁の画期的な制度として560億円あまりが令和2年度 第二次補正予算にて確保されました。

文化芸術活動に携わる者、そして「文化芸術は生きるために必要なのだ」と声を上げた多くの市民の声に答え生まれたこの枠組みは、例年の文化予算が年間1,000億円前後の我が国において、その規模感も含め大きな期待を持って受け止められています。まずこの間の、関係者のご尽力に心より感謝を申し上げます。

しかしながら、個人を含む幅広い文化芸術関係者を対象とする補助金であること、そして制度が複雑で募集要項が難解であるため、申請内容や書類に不備が頻出しています。また、新設の制度のため、審査当局でも採択の遅れと混乱が発生していると聞きます。このままでは、せっかく設けられた支援制度が活用されないまま終了してしまう危惧を、多くの文化芸術関係者は抱いています。

来年以降も続くであろうこのコロナ禍で、停滞を余儀なくされる文化芸術の灯を守り、再開・継続、そして発展させることの意義は、先の国会質疑でも確認された通りです。大変意義ある今回の救済制度をより広範囲で活用し、支援を本当に必要としている個人や団体へ速やかに助成が下りる環境を整えるべく、以下のとおり改善を要望します。

1) 実施期間の延長

これまでの募集内容を、2) 以下の通り修正し、第二期募集を実施すること

- ・事業期間は、2020年2月26日以降から、2021年3月31日まで

2) 定額補助への転換

通常の見直しには2/3、ICT活用すると3/4、感染症対策部分は定額としている補助率区分を撤廃し、自己負担金のない定額補助にすること

- ・上限額150万円とする補助金額の上方修正
- ・消耗品費の補助金額（物品一点あたり税込10万円未満）の上方修正
20万円未満までは可能に
- ・ICT活用枠を撤廃して補助率を一律に
- ・業種ごとの新型コロナウイルスの感染拡大予防ガイドラインに即した取組枠を撤廃し、上限150万円の中で事業者が活動に合った比率で対策を取ることを可能に
- ・感染予防対策としての設備導入（オンラインチケット用システム、配信用ネット回線工事費、空調・換気設備交換作業等）に関わる経費を認めること

3) 再申請の受け入れ

全ての資格を有する個人、団体が第二期募集での申請を可能にすること

- ・第一期のA-①事業申請者が、第二期にA-②の限度額と第一期確定額との差額での申請を可能に
- ・第一期のB事業申請者が、第二期に共同事業申請の窓口団体として申請可能に

4) 補助対象の見直し

- ・小規模団体への支援拡充のため、B事業の対象となる条件「従業員数おおむね20人以下」の枠組みを撤廃すること
- ・B事業申請者が単独で1500万円を限度に申請可能に

5) 共同申請の条件緩和

- ・窓口団体が一括して事業執行、会計処理を行うことを可能に
- ・窓口団体が10名の個人事業者からの委任を受け、共同申請事業の実施を可能に
- ・同一の団体が複数の共同申請の窓口を担うことが出来るように
- ・窓口団体からの各共同事業申請者への専門的な役務提供に対する対価支払を可能に
- ・映画制作を目的とする製作委員会での共同申請を認めること
- ・概算払いの20万円上限を撤廃し、一律50%以上に

6) 申請者による選択的な申請を可能に

ライブハウス/クラブ、ミニシアター等について、経済産業省の「小規模事業者持続化補助金」の申請が通らなかった場合にのみ、本事業に申請できるという運用がなされているが、申請者側でいずれに申請するかを選択できるように変更すること

7) 申請の簡略化

- ・申請フォームとエクセルの一本化
- ・予定通り事業を遂行できるよう標準処理期間を提示

8) コールセンターの強化

- ・申請と精算手続きの窓口をわかる

9) 周知の徹底

文化庁の公式 SNS (Twitter: ぶんかる【文化庁公式】等) を利用した制度の周知徹底。応募促進をはかるために、事前確認団体及び関係文化芸術団体と連携を取り、官民を超えた機運づくりを省庁発信で行うこと

- ・事前確認団体が PR や申請者の相談を協力できる体制に (添付資料)

以上